

# 空き家の管理お困りではありませんか

使ってくれる  
移住者を見つけたい

困ったな～。

解体予算が  
足りない

空き家  
空き地  
情報バンク

老朽危険  
空き家  
除却補助

改修する費用が  
足りない

地域の公共空間と  
して活用して欲しい

定住促進  
空き家  
活用補助

老朽危険  
空き家  
対策事業



空き家を放置するとさまざまな問題が発生します。

建物の倒壊事故

屋根や外壁材等の  
落下・飛散

ごみの放置や投棄  
樹木の越境

放火等による火災

そこで、長崎市では

長崎市空き家等対策計画を策定し、  
さまざまな支援を行っております。

# 等対策計画

をつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の  
特定空家等) にしないととも、特定空家等をなくす



## 基本方針 2 特定空家等をなくす

### 老朽危険空き家除却費補助金

老朽化した危険な空き家住宅の除却を行う方に、除却工事費用の一部を助成します。

老朽化した危険な空き家住宅の除却支援  
補助上限額 50万円 / 件



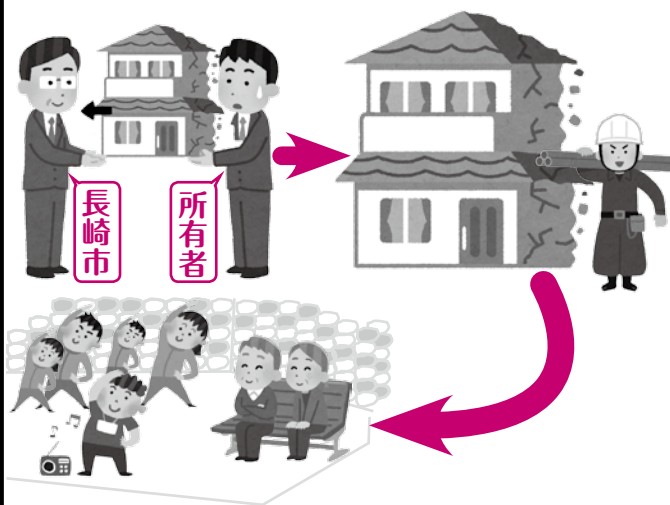
※なお、老朽化した危険な空き家住宅に該当しない場合、木造戸建住宅の耐震化を目的として、住宅の除却に要する工事費用の一部を助成する制度もあります。対象地域や申込み方法など、詳しくはお尋ねください。



担当課：建築指導課  
☎ 829-1174

### 老朽危険空き家対策事業

老朽化した危険な空き家住宅のうち、所有者からその建物及び土地を長崎市に寄附されたものを除却し、地域の方々が管理する広場などの公共空間として整備します。



対象地域や申込み方法など、  
詳しくはお尋ねください。



担当課：まちづくり推進室  
☎ 829-1272

### 注意事項

それぞれの補助や支援には、異なった補助条件や注意事項があります。まずは、補助対象や支援対象となるかお問い合わせください。

# 長崎市空家

## 基本理念

市民が安全で安心に住み続けられるまち  
生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（！）

## 基本方針 1

## 特定空き家等にししない

### 空き家・空き地情報バンク制度

空き家や空き地の情報を長崎市に移住定住を希望されている方に提供し、居住していただくことで、地域の活性化や住宅の老朽化防止につなげるため、空き家・空き地情報バンク制度を設けており、その物件を募集しています。



担当課：住宅課

☎ 829-1189

長崎市移住・定住希望者向けホームページ「ながさき人になろう」に、「しごと」「すまい」「子育て」などの情報をまとめて掲載していますのでぜひご覧ください。



ながさき人になろう

検索

<http://nagasakijin.com/>

長崎市移住定住サポート  
ながさき人になろう



担当課：長崎創生推進室

☎ 829-1355

### 定住促進空き家活用補助金(予定)

戸建て空き家を移住・地域交流等での活用を目的としたリフォーム工事等の費用の一部を助成します。

※空き家とは、水道、電気等のいずれかが1年以上休止しているもの。

移住者向けのリフォーム支援  
補助上限額 50万円/件など  
※空き家バンクに登録済みであるもの等

空き家に残る家財等の撤去・処分支援  
補助上限額 10万円/件  
※空き家バンクに登録済みであるもの

地域交流用途へのリフォーム支援  
(交流スペース、学生向けシェアハウス等)  
補助上限額 150万円/件など  
※10年以上活用するもの



担当課：住宅課

☎ 829-1189

# 空き家対策に関する相談窓口

長崎市まちづくり部 建築指導課  
長崎市桜町 4-1 (長崎商工会館 5 階)

相談内容	対応所属	電話 (直通)
空家等に関する通報・相談	建築指導課 (空き家相談窓口)	829-1174

受付時間 8:45 ~ 17:30 (土日祭日、12月29日~1月3日を除く)

## お知らせ



(お住まいの住宅でもご利用可能な補助金)

### ながさき住みよ家<sup>か</sup>・住宅性能向上リフォーム補助金

浴室や便所のバリアフリー化による住宅の性能向上などを目的としたリフォーム工事等の費用の一部を助成します。

ながさき住みよ家・住宅性能向上リフォーム補助金  
補助上限額 10万円/件



### 長崎市子育て住まいづくり支援費補助金

新たに3世代で同居又は近居するための住宅の改修及び中古住宅の取得を行う方に取得費用の一部を助成します。

長崎市子育て住まいづくり支援費補助金  
補助上限額 40万円/件



### 活用可能な空き家の調査を行います。

長崎市への移住・定住につなげることを目的として、活用可能な空き家の現地調査を行います。平成29年度は立山地区、西山地区、野母崎地区、琴海地区などで現地調査を実施予定です。調査の際は、調査員が空き家所有者様へ今後の空き家活用について、意向確認を行いますのでご協力をお願いします。

その他市内にお持ちの空き家を売りたい方や、貸したい方もお気軽にご相談ください。



担当課：住宅課

☎ 829-1189